

## 労働相談Q&A

（質問）私は、高槻に自宅があり、現在は自宅から大阪まで電車で通勤しています。ところが、会社から、突然、関西から遠く離れた箇所に配置転換になると言われ困っています。私の息子は今年受験で、高槻を離れたくないと言っており、妻も遠方には行きたくないと言っています。家庭の問題を放置して単身転勤するわけにもいかず悩んでいます。私は、会社の転勤命令に応じなければならぬのでしょうか。

「会社の転勤命令は、労働契約の状況によっては拒否できないケースもあります」

（回答）会社の転勤命令に応じなければならぬかというご質問ですが、労働基準法には規定がありませんので民事上の問題になります。原則として、完全に勤務地を限定して労働契約を結んでいる場合は、労働者の同意なしに勤務地を変更することはできません。しかし、勤務地が限定されておらず、①就業規則などに転勤を命じる場合があることを明記していること。②業務上の必要性があること。といった条件を満たしていれば、原則として、社員は特別な事情（高齢や病気の親を介護する必要がある

等）がない限り、転勤命令を拒否することはできません。ただし、①業務上の必要性なく転勤を命ずる場合、②ほかの不当な理由（人減らし等）で転勤を命じる場合、③社員に特別な事情がある場合には転勤命令が無効になるケースも考えられます。